

26林国業第105号
平成27年2月27日

各森林管理局長 殿

林 野 庁 長 官

国家戦略特別区域における国有林野の林地の貸付け等に関する対象者の
拡大について

今後、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）に基づく国家戦略特別区域（以下「特区」という。）において国有林野の林地の貸付け又は使用（以下「貸付け等」という。）に関する対象者の拡大を行う場合の取扱いとして、下記のとおり定めたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施を図られたい。

記

1 区域

「国家戦略特区における追加の規制改革事項等について」（平成26年10月10日国家戦略特別区域諮問会議決定）4の（2）「国有林野の民間貸付・使用の拡大」のうち、「貸付・使用に関する対象者の拡大」を実施することを定めた特区法第8条第1項に基づき作成する区域計画において定める「貸付・使用に関する対象者の拡大」を実施する区域とする。

2 国有林野の林地の用途

1の区域において貸付け等を行う国有林野の林地の用途は、林業の用に供するときとする。

3 貸付け等に関する対象者

貸付け等に関する対象者は、当該国有林野の所在する地域の住民及びこれらの者が組織する団体並びに民有林と国有林とを一体的に活用して経営を効率化しようとする者とする。

「民有林と国有林とを一体的に活用して経営を効率化しようとする者」であるかどうかについては、次の要件を満たすことをもって判断する。

- (1) 既に民有林を所有し、又は契約に基づき借り受け、使用し若しくはその施業を受託し、林業経営を行っていること
- (2) (1)の民有林と貸付け等による国有林とを合わせて施業することにより、林業経営を効率化する事業計画を有していること

4 貸付け等の審査手続

貸付け等の申請に対する審査に当たっては、森林管理署長又は支署長（以下「森林管理署長等」という。）が、次の事項について審査し、森林管理局長を通じて、林野庁長官の承認を得る。

- (1) 1の区域に係る特区法第6条に基づく区域方針及び同法第8条に基づく区域計画と貸付け等の申請を行う者の事業計画が整合するものであること
- (2) 貸付け等の申請を行う者の事業計画において、貸付地及びその周辺地域での濁水の発生防止等環境保全への措置を含めた適正な施業内容が盛り込まれていること

なお、森林管理署長等は、(2)の内容を担保するため、適正な施業及び管理が履行されない場合には、貸付け等の契約を解除する旨約定することとする。

5 関係法令等の適用について

特区における国有林野の林地の貸付け等を行う場合には、本通知に定めるほかは、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）、国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号）、国有林野管理規程（昭和36年農林水産省訓令第25号）、国有林野の管理処分の事務運営について（昭和42年4月18日付け42林野政第738号林野庁長官通知）及び国有林野の貸付け等の取扱いについて（昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通知）に基づき、処理する。